厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条　厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

番号	疾患コード	傷病名	ICDコード	手術	区分番号等	手術・処置等1	区分番号等	手術・処置等2	区分番号等	定義副傷病名	疾患コード
（略）											
482から521まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	ルテチウムオキソドトレオチド（177Lu）、ニボルマブ、ペムブロリズマブ、アテゾリズマブ、デュルバルマブ、ラムシルマブ、ベバシズマブ、ネシツムマブ、アミバンタマブ、タルラタマブ、アミバンタマブ／ボルヒアルロニダーゼ アルファ、ペメトレキセドナトリウム、クリゾチニブ、アレクチニブ塩酸塩、セリチニブ、ロルラチニブ、エヌトレクチニブ、テポチニブ塩酸塩、カプマチニブ塩酸塩、ブリグチニブ、ラロトレクチニブ硫酸塩、セルペルカチニブ、ソトラシブ、グマロンチニブ、レポトレクチニブ、タレトレクチニブアジピン酸塩、ゾンゲルチニブ、オシメルチニブメシル酸塩、ラゼルチニブメシル酸塩、ゲフィチニブ、アファチニブマレイン酸塩、エルロチニブ塩酸塩、ダコミチニブ、カルボプラチン+パクリタキセル、化学療法、放射線療法、G005、J045なし	（略）	（略）
								8あり	ネシツムマブ、アミバンタマブ、タルラタマブ、アミバンタマブ／ボルヒアルロニダーゼ アルファ		
								（略）	（略）		
（略）											
999から1036まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	ルテチウムオキソドトレオチド（177Lu）、ニボルマブ、ペムブロリズマブ、レチファンリマブ、トラスツズマブ+ペルツズマブ、ラムシルマブ、パニツムマブ、セツキシマブ、レゴラフェニブ、ビミテスピブ、フルキンチニブ、ベバシズマブ、アフリベルセプト ベータ、オキサリプラチン、フルオロウラシル+レボホリナートカルシウム+オキサリプラチン+イリノテカン塩酸塩、イリノテカン塩酸塩、トリフルリジン／チピラシル塩酸塩、化学療法、放射線療法、J038（4に限る。）、G005、J045なし	（略）	（略）
								（略）	（略）		

改正前

番号	疾患コード	傷病名	ICDコード	手術	区分番号等	手術・処置等1	区分番号等	手術・処置等2	区分番号等	定義副傷病名	疾患コード
（略）											
482から521まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	ルテチウムオキソドトレオチド（177Lu）、ニボルマブ、ペムブロリズマブ、アテゾリズマブ、デュルバルマブ、ラムシルマブ、ベバシズマブ、ネシツムマブ、アミバンタマブ、タルラタマブ、ペメトレキセドナトリウム、クリゾチニブ、アレクチニブ塩酸塩、セリチニブ、ロルラチニブ、エヌトレクチニブ、テポチニブ塩酸塩、カプマチニブ塩酸塩、ブリグチニブ、ラロトレクチニブ硫酸塩、セルペルカチニブ、ソトラシブ、グマロンチニブ、レポトレクチニブ、タレトレクチニブアジピン酸塩、ゾンゲルチニブ、オシメルチニブメシル酸塩、ラゼルチニブメシル酸塩、ゲフィチニブ、アファチニブマレイン酸塩、エルロチニブ塩酸塩、ダコミチニブ、カルボプラチン+パクリタキセル、化学療法、放射線療法、G005、J045なし	（略）	（略）
								8あり	ネシツムマブ、アミバンタマブ、タルラタマブ		
								（略）	（略）		
（略）											
999から1036まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	ルテチウムオキソドトレオチド（177Lu）、ニボルマブ、ペムブロリズマブ、トラスツズマブ+ペルツズマブ、ラムシルマブ、パニツムマブ、セツキシマブ、レゴラフェニブ、ビミテスピブ、フルキンチニブ、ベバシズマブ、アフリベルセプト ベータ、オキサリプラチン、フルオロウラシル+レボホリナートカルシウム+オキサリプラチン+イリノテカン塩酸塩、イリノテカン塩酸塩、トリフルリジン／チピラシル塩酸塩、化学療法、放射線療法、J038（4に限る。）、G005、J045なし	（略）	（略）
								（略）	（略）		